

高松市監査委員告示第 27 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 30 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(包括外部監査)



令和6年8月30日

高松市監査委員

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和3年度

監査テーマ 高松市の契約・選定事務

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	指定管理者によるプレゼンテーション及びその質疑後に、担当部署と選定委員が意見交換を行うことについて	P74	財政局	財産経営課 ファシリティ マネジメント推進室	R6.7.23
2	意見	他部署で実施している同種の検診事務との単価比較を行い、合理的な差異であるかの検討を行うことについて	P224	教育局	保健体育課	R6.8.7

監査実施年度 令和4年度

監査テーマ 高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
3	指摘	退職手当引当金の算定に誤りがあったことについて (公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー)	P80	創造都市推進局	公益財団法人高松観光 コンベンション・ビューロー (観光交流課)	R6.7.25

監査実施年度 令和5年度

監査テーマ 病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
4	指摘	医薬品（特に毒薬や劇薬）の保管管理等について	P89	健康福祉局	国保・高齢者医療課	R6.7.26

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	指定管理者によるプレゼンテーション及びその質疑後に、担当部署と選定委員が意見交換を行うことについて	
意 見 の 内 容	選定にあたり、指定管理者からのプレゼンテーション及びその質疑の後に、担当部署と選定委員との意見交換を行うことについて、検討が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P74	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年7月23日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、令和5年度から、施設所管課が高松市公の施設指定管理者選定委員会に出席し、指定管理者申請団体によるプレゼンテーション及び選定委員から当該団体への質疑後に、当該団体に対して疑問点等を確認するため、質疑を行えることとした。 なお、選定に当たっては、上記のほか、選定委員が施設所管課に対しても質疑を行うとともに、選定委員と施設所管課において意見交換を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	他部署で実施している同種の検診事務との単価比較を行い、合理的な差異であるかの検討を行うことについて	
意 見 の 内 容	市の他の部署でも、職員に関する検診事務を行っている。同種の契約については、他部署との単価比較を行い、合理的な差異であるかの検討を行うことが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P224	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月7日
所 管 課 等	教育局 保健体育課
措 置 結 果	本件意見に係る教職員の検診について、令和6年7月に、他部署との差異を検討した結果、一般検診や成人検診等については、検診項目が細分化されていないことから、一概に比較することは困難であるが、大腸がん検診や胃検診については、受診場所数や受診者数等の条件が異なるものの、単価差はわずかであり、概ね合理的な差異であることを確認した。 今後とも、契約に当たっては、検診車等を用いて各種検診を行う医療機関の登録状況や他市町の事例、他部署の契約内容を確認しながら、単価の差異が生じないよう仕様書を定めるとともに、教職員の検診の適正な実施に努めることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	退職手当引当金の算定に誤りがあったことについて (公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー)	
指 摘 の 内 容	退職手当支給規程に基づき、正確に算定すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P80	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年7月25日
所 管 課 等	創造都市推進局 公益財団法人高松観光 コンベンション・ビューロー (観光交流課)
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年2月に、当該法人事務局内において、令和2年度及び3年度における退職給付引当金について確認した結果、2年度において、一部職員の勤続期間の算定誤りにより、引当金が過小となっていたものの、3年度においては、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー職員退職手当支給規程に基づき、正しく計上し、適正に事務処理を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	医薬品（特に毒薬や劇薬）の保管管理等について	
指 摘 の 内 容	薬品（特に毒薬や劇薬）については、盗難に遭う、又は紛失することを防ぐために施錠ができる薬品庫で保管管理すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P89	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年7月26日
所 管 課 等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措 置 結 果	本件指摘事項について、女木診療所においては毒薬を取り扱っていないものの、医療品等の盗難・紛失や不正使用を防止するため、令和6年2月から施錠ができる保管庫で、医薬品等の保管・管理を行うことに改めた。